

第7章 避難所の集約・閉鎖期

災害発生から3週間程度経過し、地域にライフラインの復旧がもたらされた段階は避難者が減少してくる時期でもあり、避難所の集約や閉鎖を検討する一つの目安となります。

避難所の集約や閉鎖は、災害対策本部の指示により行いますが、避難者の中には自立困難者もいることから、必要な情報を把握し、派遣市職員に情報提供をする必要があります。

- ☐ 避難者の意向を把握するため、「様式15：意向調査票」を配布し記入してもらい避難者の状況を把握し、派遣市職員を通じて災害対策本部に情報提供します。
- ☐ ライフラインや交通施設の回復状況を随時提供します。

また、避難所の集約や閉鎖にあたり、災害対策本部は次のことを行います。

- ☐ 避難所の集約や閉鎖に向けた説明会の実施及び掲示板による避難者全員への周知を行います。
- ☐ 避難所の集約に向けた避難者の受け入れ先を決定するなど、閉鎖を決定します。
- ☐ 施設の清掃、支援物資の撤去等を行い、避難所として活用する前の状態に戻します。

《避難を必要とする方》

- ☐ 住宅が災害により全壊・半壊等の被害を受け、日常生活を送る場所を失った方
- ☐ 応急危険度判定等により日常生活を送ることが危険等と判断された方
- ☐ 避難勧告等により緊急避難の必要がある方



《避難者の退所を促す時期》

- ☐ ライフライン復旧情報の提供
- ☐ みなし仮設住宅など居住の支援情報の提供

※ 避難の必要性がなくなったことが分かるよう、随時情報提供する。



《避難所の集約・閉鎖》

- ☐ 避難者の数が減少 → 集約
- ☐ 避難者全員の退所または受け入れ先の決定 → 閉鎖